

旅 費 細 則

(制 定 昭 和 4 2 年 4 月 1 日)

最終変更 平成 3 1 年 3 月 7 日

(適用範囲)

第 1 条 日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)所属会員、準会員及び事務局職員に支給する旅費等については、この細則の定めるところにより取り扱う。

(区域外出張の支給額)

第 2 条 当地域会の区域外に出張する場合の旅費は、つぎの区分によって支給する。

区 分	船、車、航空機 運 賃	日 当	宿 泊 費
会員及び準会員	実 費		17,000円
事務局長	"	2,000円	17,000円
事務局職員	"	1,000円	13,000円

- 2 特急料金、急行料金を要する場合はその実費を併せて支給する。寝台料金を支給する場合は宿泊料金を支給しない。
- 3 日当は出発の日から帰着の日までの日数による。
- 4 利用する交通機関に等級のある場合は最上級によるものとし、事務局職員はその次の級による。ただし、上級者と同行するときは上級者の例による。
- 5 経由路線が2以上あるときは、特別の事情があるときのほか最短距離による。

(区域内出張の支給額)

第 3 条 当地域会の区域内に出張する場合は、交通費実費を支給する。

- 2 当地域会の事務局において開催する地域会役員会又は各部・委員会(専門委員会を含む)に出席した地域会役員及び委員に対しては前項にかかわらず次の区分によって定額交通費を支給する。

地 区	交 通 費
和歌山県	2,000円
奈良県	1,000円

- 3 当地域会事務局以外の地において開催する場合は、前項に準じて支給する。

(協会の委員会出席に対する特例)

第 4 条 協会の委員会に出席した当地域会の会員で、協会から旅費の支給を受けなかった者については、原則として旅費を支給しない。ただし、会長が必要と認めた場合は実費を支給する。

- 2 協会の常務理事会に出席した会員で、会長が必要と認めた場合は旅費を支給する。
- 3 第2項により支給する交通費は鉄道利用においては、日本公認会計士協会旅費細則第10条（鉄道料金）を準用する。

(海外出張の支給額)

第5条 海外に出張の場合の旅費は本細則によるもののほか、航空料金については、会長についてはビジネスクラス相当額、その他の出張者についてはエコノミークラス相当額を支給する。ただし、副会長、各部・委員会の長、学識経験者等で会長が必要と認めた場合は、会長と同程度クラスの相当額を支給することができる。

(旅行傷害保険)

第6条 海外出張者は、海外旅行傷害保険に加入するものとし、保険料は当地域会の負担とする。

(請求の手続き)

第7条 旅費を請求しようとする者は別に定める様式により請求書を提出するものとする。ただし、第3条第2項及び第3項による場合はこの限りでない。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から実施する。

第1次 改正附則

この改正細則は、昭和44年10月15日から実施する。

第2次 改正附則

この改正細則は、昭和50年7月26日から実施する。

第3次 改正附則

この改正細則は、昭和51年4月24日から実施する。

第4次 改正附則

この改正細則は、昭和52年6月4日から実施する。

第5次 改正附則

この改正細則は、平成2年4月1日から実施する。

第6次 改正附則

この改正細則は、平成14年9月25日から実施する。

第7次 改正附則

この改正細則は、平成18年4月25日から実施する。

第8次 改正附則

この改正細則は、平成19年7月20日から実施する。

第9次 改正附則

この改正細則は、平成26年1月23日から施行する。

改正附則（平成31年3月7日改正）

この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。